

資料提供
滋賀労働局発表 令和6年11月8日

担当	滋賀労働局労働基準部 健康安全課長 地方産業安全専門官 電話：077-522-6650	枘谷佳幸 小山哲平
----	--	--------------



「滋賀県産業安全の日 無災害運動」期間中に
滋賀労働局長が製造現場のパトロールを実施

滋賀労働局（局長 多和田 治彦）は、平成3年に毎年11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、滋賀県で働くすべての労働者の労働災害防止に関する意識高揚と、事業場における自主的な労働災害防止活動の実施を呼び掛けております（資料1）。

加えて、平成25年以降は、11月1日から11月30日までの1か月間を期間とする「滋賀県産業安全の日 無災害運動」を提唱し、県内すべての事業場の労働災害防止に向けた機運と安全衛生活動の実効性を高めるため、この無災害運動への参加を呼び掛けています（資料2）。

ポイント



厚生労働省
キャラクター
たしかめたん

1 県内の労働災害の発生状況（本年9月末現在）...【資料3】

(1)労働災害による死亡者数

- 6人で前年同期と変わらず。資料3 p4～6
（但し、10月に新たに2人が死亡しており、現時点では8人となっている。）
- 業種別の内訳は、建設業3人、第三次産業1人、その他の事業2人。
- 事故の型別内訳は、「はさまれ・巻き込まれ」が3人で最多。

(2)休業4日以上之死傷災害（新型コロナウイルス感染症関係を除く）

- 962人で前年同期の970人から0.8%減少。資料3 p9
- 但し、製造業は271人で前年同期の248人から9.3%増加。資料3 p10
- 事故の型別では、全業種では「転倒」による災害が全体の23.8%と最も多いが、製造業では「はさまれ・巻き込まれ」による災害が全体の28.0%で最多であり、前年同期比で72.7%と大幅な増加となっている。資料3 p16,17,24
- 転倒災害は、概ね高年齢の労働者ほど労働災害に占める割合が高くなる傾向にあり、60歳代以上の被災労働者の半数近い41.3%が転倒災害によるものである。（資料3 p31）

2 滋賀労働局長の製造現場パトロール...【資料4】

「滋賀県産業安全の日 無災害運動」期間中に、滋賀労働局長が、滋賀県内の製造業の事業場に対して、安全パトロールを次のとおり実施します。

実施日時	令和6年11月13日（水）10時00分～		
対象事業場	株式会社テクノスマート	滋賀事業所	
所在地	滋賀県野洲市大篠原3200		
出席予定者	滋賀労働局	局長 ほか	計5名
	大津労働基準監督署	署長	1名

是非、当日の取材をお願いします

取材を希望される場合は、事業場の取材受入の都合がありますので、**11月12日（火）午後4時まで**に、必ず上記担当あてにご連絡をお願いします。

事前連絡がない場合は当日の取材をお断りする場合があります。

また、事業場内では、立入、撮影をご遠慮いただく箇所がありますので、担当者の指示に従って取材されますよう、お願いいたします。

令和6年度「滋賀県産業安全の日」実施要綱

滋賀労働局

1 趣 旨

滋賀労働局においては、平成3年から毎年11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、これまでの各種取組により、滋賀県民の労働災害防止についての意識の高揚と事業場における自主的な労働災害防止活動の推進を図ってきたところである。

県下の令和5年の労働災害発生状況は、死亡災害が10人と令和4年から1人減少したものの、休業4日以上之死傷災害（新型コロナウイルス感染症り患者を除く）は1,518人と15人の増加となるとともに、令和2年以降4年連続で増加する状況となった。

滋賀労働局では、令和5年度を初年度とする第14次労働災害防止推進計画（令和5年～令和9年）において、労働災害防止のための様々なアウトプット指標及びアウトカム指標を定めているが、本年度はその2年目であり、「ゼロ災滋賀」を合言葉に、一人の労働災害による被災者も出さないという基本理念の実現に向け、これらの指標を達成するための様々な取組みをより一層推進しているところである。

このような状況を踏まえ、労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種の特性に応じた自主的な安全衛生活動を広く推奨するとともに、「滋賀県産業安全の日 無災害運動」を展開し、事業場のみならず、働く労働者一人ひとりがこの運動に参加することで、労働者の家族等を含め、広く滋賀県民の産業安全に対する意識の高揚を図ることとする。

2 実施期間

滋賀県産業安全の日	11月15日
準備期間	11月1日～11月14日
改善期間	11月16日～11月30日
無災害運動期間	11月1日～11月30日

3 主 唱 者

滋賀労働局・各労働基準監督署

4 協 賛 者

滋 賀 県
日本労働組合総連合会滋賀県連合会
一般社団法人滋賀経済産業協会
公益社団法人滋賀労働基準協会
建設業労働災害防止協会滋賀県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部
一般社団法人日本ボイラ協会京滋支部
一般社団法人日本クレーン協会滋賀支部
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部

5 実 施 者

滋賀県内の各事業場

6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 滋賀労働局長による現場パトロールの実施
- (2) 「滋賀県産業安全の日」及び「滋賀県産業安全の日無災害運動」の広報、啓発
- (3) 事業場における安全衛生に対する意識を高めるための施策の展開
- (4) 実施者の実施事項についての指導援助

7 実施者の実施事項

- (1) 準備期間中に実施する事項
 - 「滋賀県産業安全の日」の横断幕、立て看板、ポスター等の掲示
 - 「滋賀県産業安全の日」に関する行事の準備
 - 安全基準や安全作業標準の総点検
 - リスクアセスメントの実施（ハザード特定、リスク評価、見直し）
- (2) 「滋賀県産業安全の日」に実施する事項
 - 経営トップによる安全衛生に対する意識を高めるための意思表示
 - 経営トップによる安全衛生パトロールの実施
 - 安全衛生に対する取組についての労働者の家族に対する周知
- (3) 改善期間中に実施する事項
 - リスクアセスメントの実施結果に基づく改善計画の策定及びその実施
 - 安全基準や安全作業標準の周知及び遵守状況の確認
- (4) 無災害運動期間中に実施する事項
 - 労働者一人ひとりの安全意識高揚を促す啓発活動
 - 労働災害を発生させない職場づくりのため、各事業場の特性に応じた安全衛生活動
 - メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立等、労働者の健康確保対策

令和6年度「滋賀県産業安全の日無災害運動」実施要綱

滋 賀 労 働 局

1 趣 旨

滋賀労働局においては、平成3年に毎年11月15日を「滋賀県産業安全の日」と定め、これまでの各種の取組により、滋賀県民の労働災害防止についての意識の高揚と、事業場における自主的な労働災害防止活動の推進を図ってきたところであるが、より多くの事業場、業種において労働災害防止に向けた機運を向上させること、各事業場で既に取り組んでいる安全衛生活動の実効性を高めることを目的として、滋賀県産業安全の日を中心とする1か月間の無災害運動を提唱し、事業場の自主的な取組を活性化し、労働災害防止の意識の高揚を図ることとする。

2 主 唱 者

滋 賀 労 働 局 ・ 各 労 働 基 準 監 督 署

3 主 催 者

公益社団法人滋賀労働基準協会
建設業労働災害防止協会滋賀県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部
一般社団法人日本ボイラ協会京滋支部
一般社団法人日本クレーン協会滋賀支部
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会滋賀県支部
一般社団法人滋賀ビルメンテナンス協会

4 実 施 者

滋賀県内の各事業場

5 運 動 期 間

令和6年11月1日(金) ~ 11月30日(土)

6 参加申込期間

令和6年 8月1日(木) ~ 10月31日(木)

郵送、メール等の場合は事前の参加申込みも可とする。

7 参加申込及び結果報告の手続き

(1) 参加申込み

各事業場は【労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト】(<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>) (以下、受付サイトという。)の参加申込みフォームに必要事項を入力、送信することで参加申込みを行う。郵送・メール等による場合は、参加申込書(様式1)を滋賀労働局労働基準部健康安全課へ送付する。

参加申込みした事業場には啓発ステッカーを滋賀労働局健康安全課から発送いたします。

(2) 結果報告

運動終了後、受付サイトから参加申込みした事業場は受付サイトから送信されるアンケートへの返信、郵送・メール等により参加申込みした事業場は、結果報告書(様式2)を滋賀労働局労働基準部健康安全課へ送付する。

様式は滋賀労働局ホームページ内にも掲載していますのでご活用ください。

8 主唱者、主催者等の実施事項

(1) 実行委員会

滋賀労働局及び主催者で「滋賀県産業安全の日無災害運動実行委員会」（以下「実行委員会」という）を組織する。

実行委員会は、受付サイトから自動送信されるアンケートもしくは結果報告書（様式2）で希望した参加事業場に対して、無災害運動参加証（様式3）を交付する。

なお、主催者は、本運動を通じて知り得た参加事業場の情報（公開情報を除く）をみだりに開示しないものとする。

(2) 滋賀労働局労働基準部健康安全課の実施事項

参加勧奨用資料、参加申込書、結果報告書様式を準備し、各主催者や各労働基準監督署に必要な数を配布する。

本運動の概要を滋賀労働局ホームページに掲載するとともに、マスコミを通じて広報を実施する。

参加申込みを含め、無災害運動への参加状況を取りまとめ、参加事業場名（非公表を希望する事業場名を除く）を滋賀労働局ホームページに掲載する。

結果報告を含め、運動期間中の災害発生状況、活動状況等を取りまとめ、無災害を達成した参加事業場名（非公表を希望する事業場名を除く）と併せて、滋賀労働局ホームページに掲載する。

来年度以降も継続して実施することを念頭に、効果の把握等を実施する。

参加証の交付に当たって、書面の用意、発送等の事務を行う。

(3) 各労働基準監督署の実施事項

全国安全週間、労働衛生週間趣旨説明会等、あらゆる機会に参加勧奨を実施する。

管内の業界団体等に対して、会員事業場への参加案内を行うよう要請する。

(4) 各主催者の実施事項

会員事業場への参加案内を行う。

滋賀労働局が取りまとめた無災害運動の結果を活用し、会員事業場等の安全衛生対策の一層の推進を図る。

(5) その他

上記(4)の事務を全て行うが、(1)の実行委員会に加わらない者は、「協賛者」として取り扱う。協賛者は、その希望に応じ、その時点で反映することが可能な参加勧奨用配布資料等に協賛者として運動に参加する旨を明示する。

上記(4)の事務の一部を行う者は、「協力者」として取り扱う。協力者は、その希望に応じ、その時点で反映することが可能な参加勧奨用配布資料等に協力者として運動に参加する旨を明示する。

任意団体（法人格の無い団体）は、主催者、協賛者として取り扱わず、上記(4)の事務を行う任意団体（法人格の無い団体）は、「協力者」として取り扱う。

主催者、協賛者、協力者に該当、追加等あれば、滋賀労働局が、本実施要綱中に随時追加する。

滋賀県内における 労働災害の発生状況

(令和6年9月末現在)

滋賀労働局 労働基準部 健康安全課

【 目次 】

- 1 死亡労働災害の発生状況
 - 滋賀県内の死亡災害件数（年間 / 9月末現在）
 - 滋賀県内の令和6年の死亡災害（令和6年9月末現在）
 - 滋賀県内の死亡災害件数（業種別・年別）

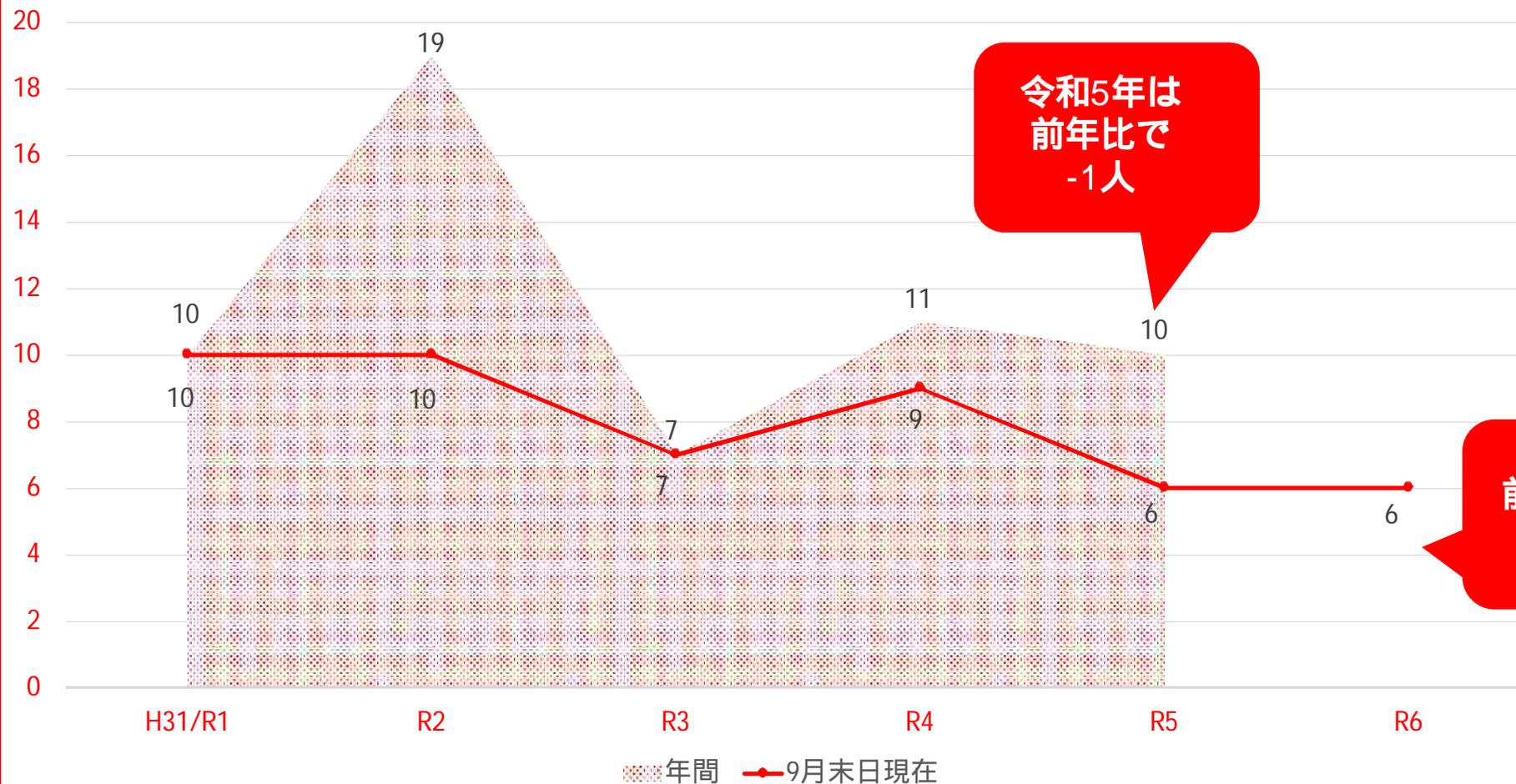
- 2 死傷労働災害の発生状況
 - 滋賀県内の死傷災害の業種別内訳（令和5年 / 令和6年（9月末現在））
 - 滋賀県内の死傷災害件数（年間 / 9月末現在）
 - 全業種・製造業・建設業・運輸交通業・社会福祉施設
 - （新型コロナウイルス感染症関係を除く）

- 3 事故の型別労働災害の発生状況に関する統計
 - 滋賀県内の死傷災害の型別割合
 - 全業種・製造業・建設業・運輸交通業・第三次産業

- 4 その他労働災害発生状況に関する統計
 - 滋賀県内の「転倒」災害の件数（年別）
 - 滋賀県内の製造業における「はさまれ・巻き込まれ」災害の件数（年別）
 - 滋賀県内の建設業における「墜落・転落」災害の件数（年別）
 - 滋賀県内の道路貨物運送業における死傷災害の件数（年別）
 - 滋賀県内の社会福祉施設における「転倒」・「動作の反動・無理な動作」災害の件数（年別）
 - 滋賀県内の小売業における「転倒」・「動作の反動・無理な動作」災害の件数（年別）
 - 年代別災害件数と転倒災害の割合（令和6年（9月末現在））

1 死亡労働災害の発生状況

滋賀県内の死亡災害件数（年間 / 9月末現在）【全業種】



令和5年は
前年比で
-1人

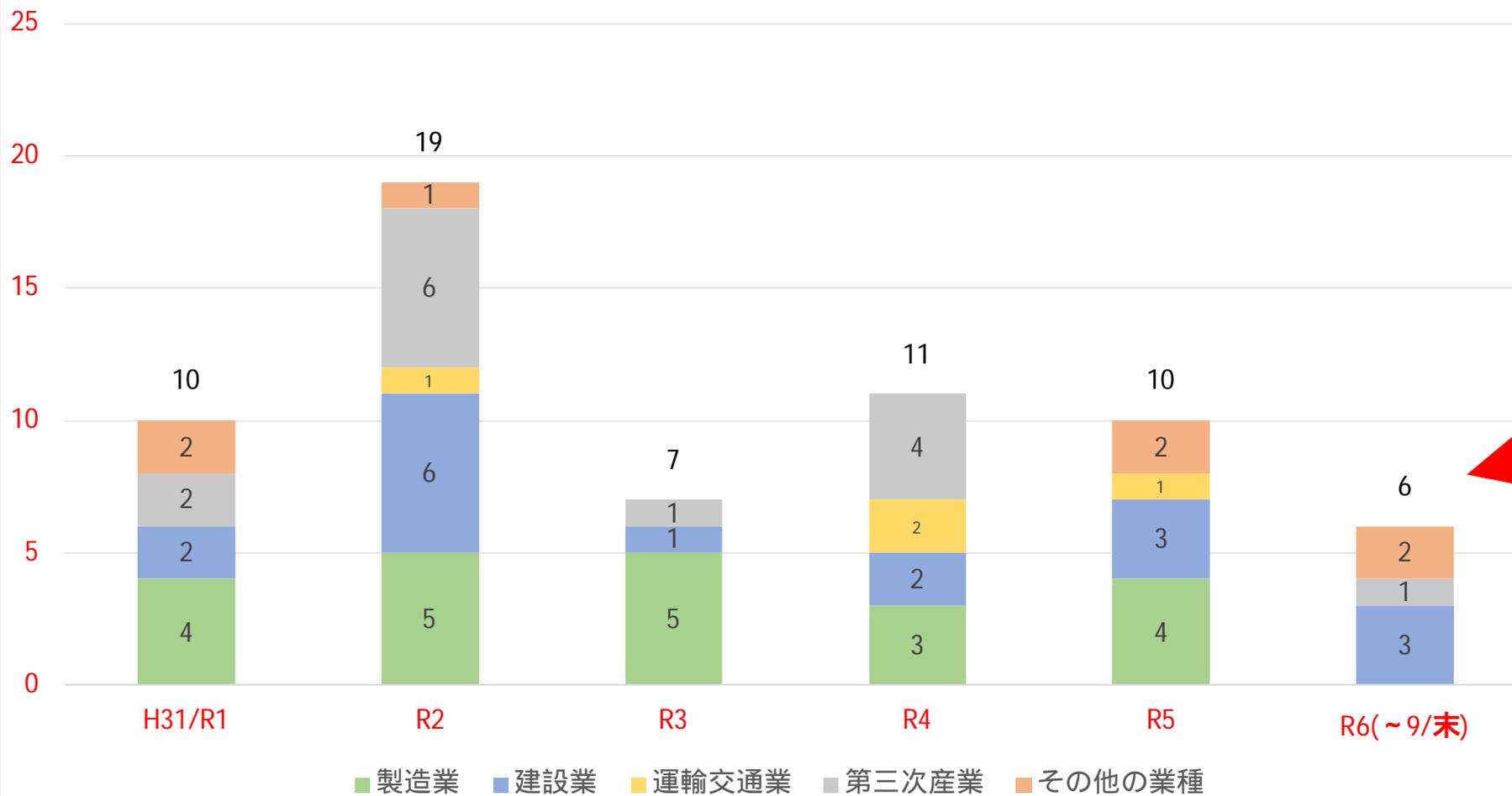
前年同期比で
±0人

滋賀県内の令和6年の死亡災害（令和6年9月末現在）

番号	業種 (規模)	発生日 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発生概要
1	鉄骨・鉄筋コンクリート 造家屋建築工事業 (2名)	1月 13時頃	墜落・転落	鉄骨工 30代	新築工事の鉄骨建て方作業において、ラフタークレーンでつり上げた鉄骨柱を梁にボルト固定するために、鉄骨柱に取り付けられた胴縁上を歩いていた被災者が、5.8m下の地面に墜落したものの。
2	新聞販売業 (34名)	3月 3時頃	交通事故	新聞配達 30代	ミニバイクに乗車し新聞配達中、交差点で乗用車と出会い頭に衝突したものの。
3	道路建設工事業 (8名)	3月 11時頃	激突され	作業員 60代	進入路整備工事における立木の伐採作業中、枝集めを行っていた被災者が倒木付近に倒れているところを発見されたもの。
4	産業廃棄物処理業 (9名)	7月 12時頃	はさまれ・巻き 込まれ	作業員 80代	被災者は、圧縮成型機の内部に溜まる屑をエアブローで吹き飛ばす作業を行っていた。操作盤で機械を運転していた同僚が電源を切り移動中に、被災者が機械の本体フレームと可動フレームとの間に挟まれているところを発見したもの。
5	道路建設工事業 (3名)	9月 13時頃	はさまれ・巻き 込まれ	作業員 60代	道路舗装補修工事において、別の作業員が搭乗型ローラーを運転して土砂を転圧していたところ、走行範囲に立ち入った被災者が轢かれ、死亡したもの。
6	産業廃棄物処理 (19名)	9月 15時頃	はさまれ・巻き 込まれ	作業員 20代	再生砕石プラントにおいてコンクリートガラの破碎作業中、被災者が破碎設備に設けられたベルトコンベヤーのロール部と地面との間に挟まれた状態で発見されたもの。

本資料は、県内等での同種災害の再発防止に資することを目的に作成しています。
速報性を重視しているため、今後において加筆・修正を行う場合があります。

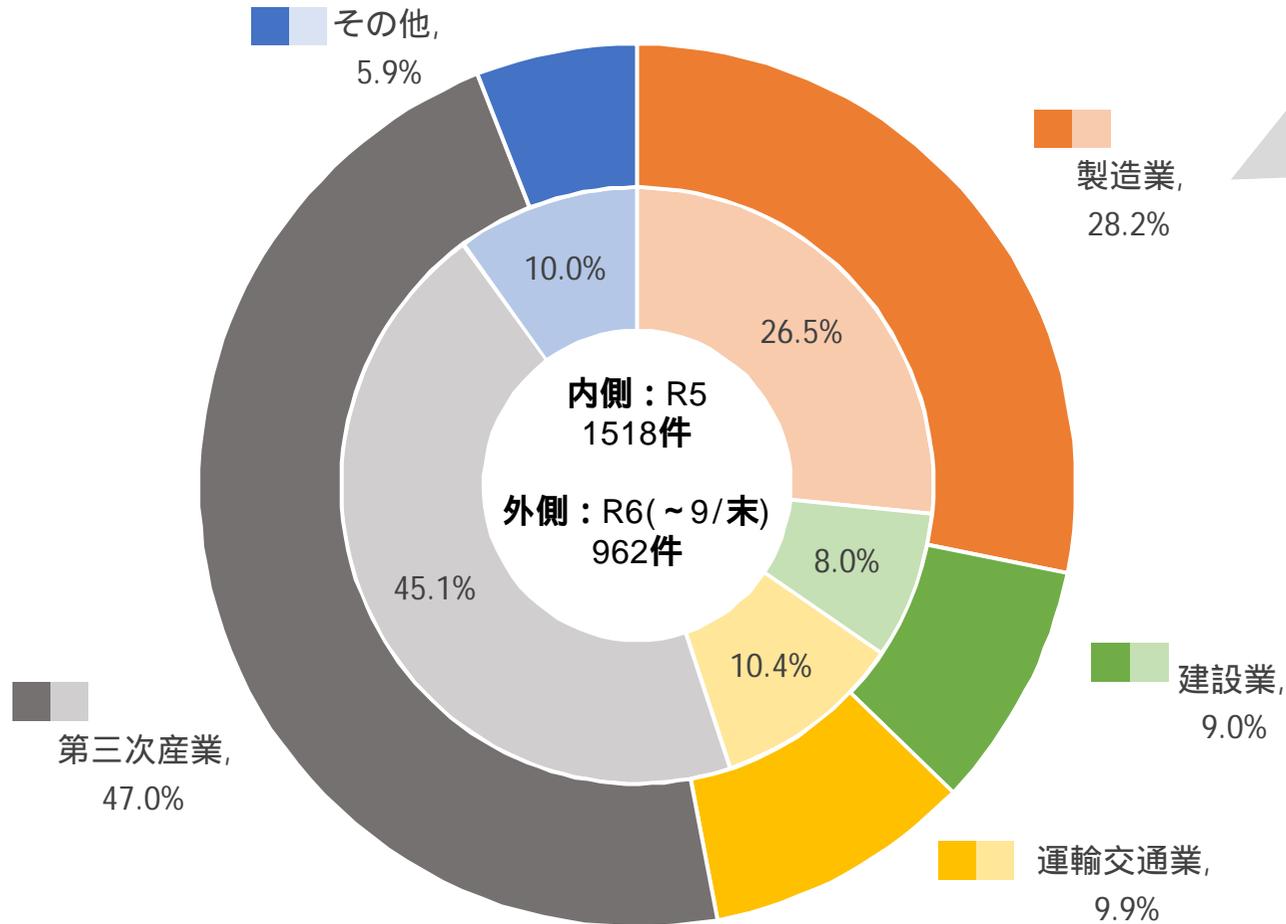
滋賀県内の死亡災害件数（業種別）



製造業と建設業が占める割合が高いが。

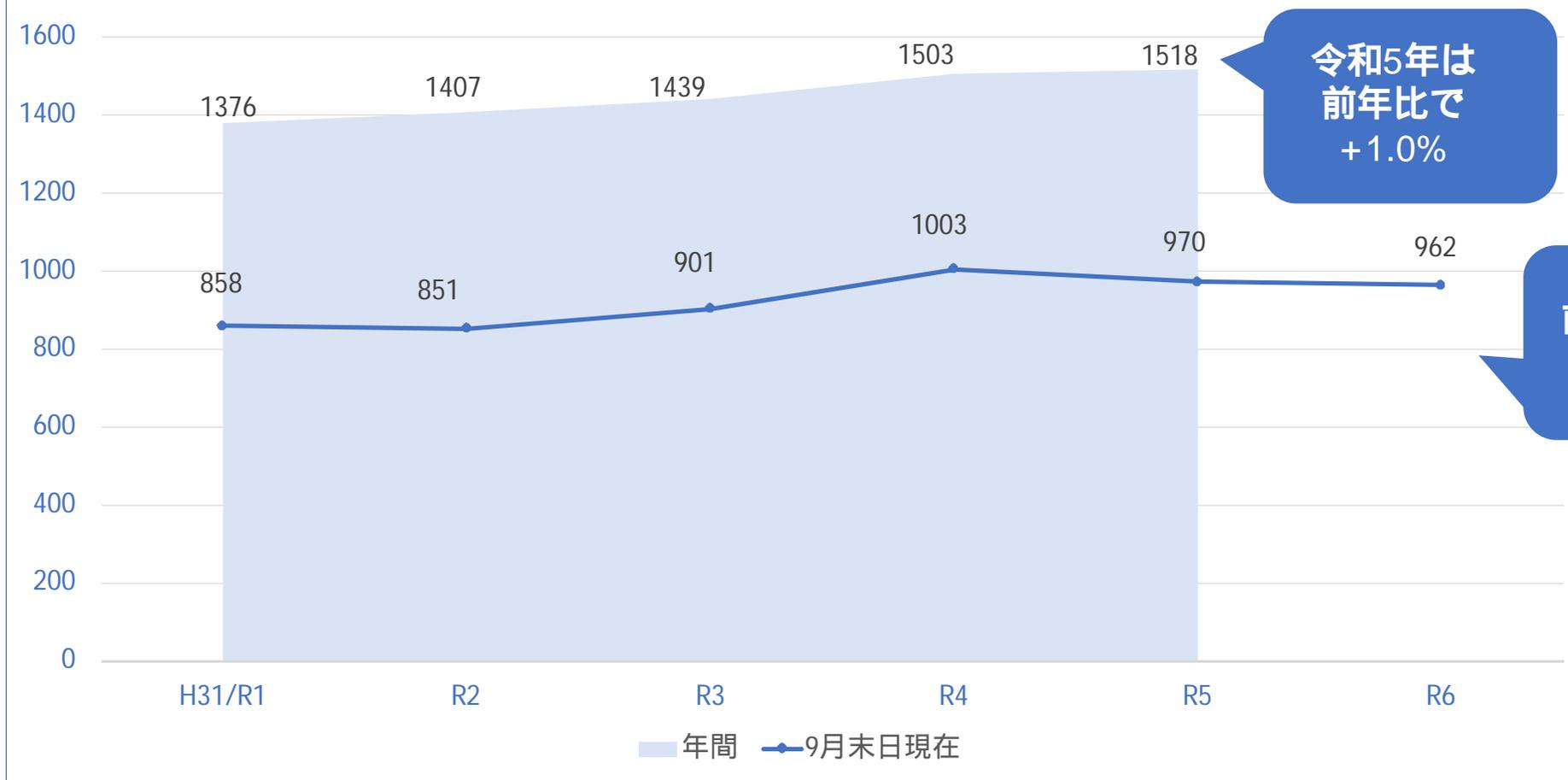
2 死傷労働災害の発生状況

滋賀県内の死傷災害の業種別内訳



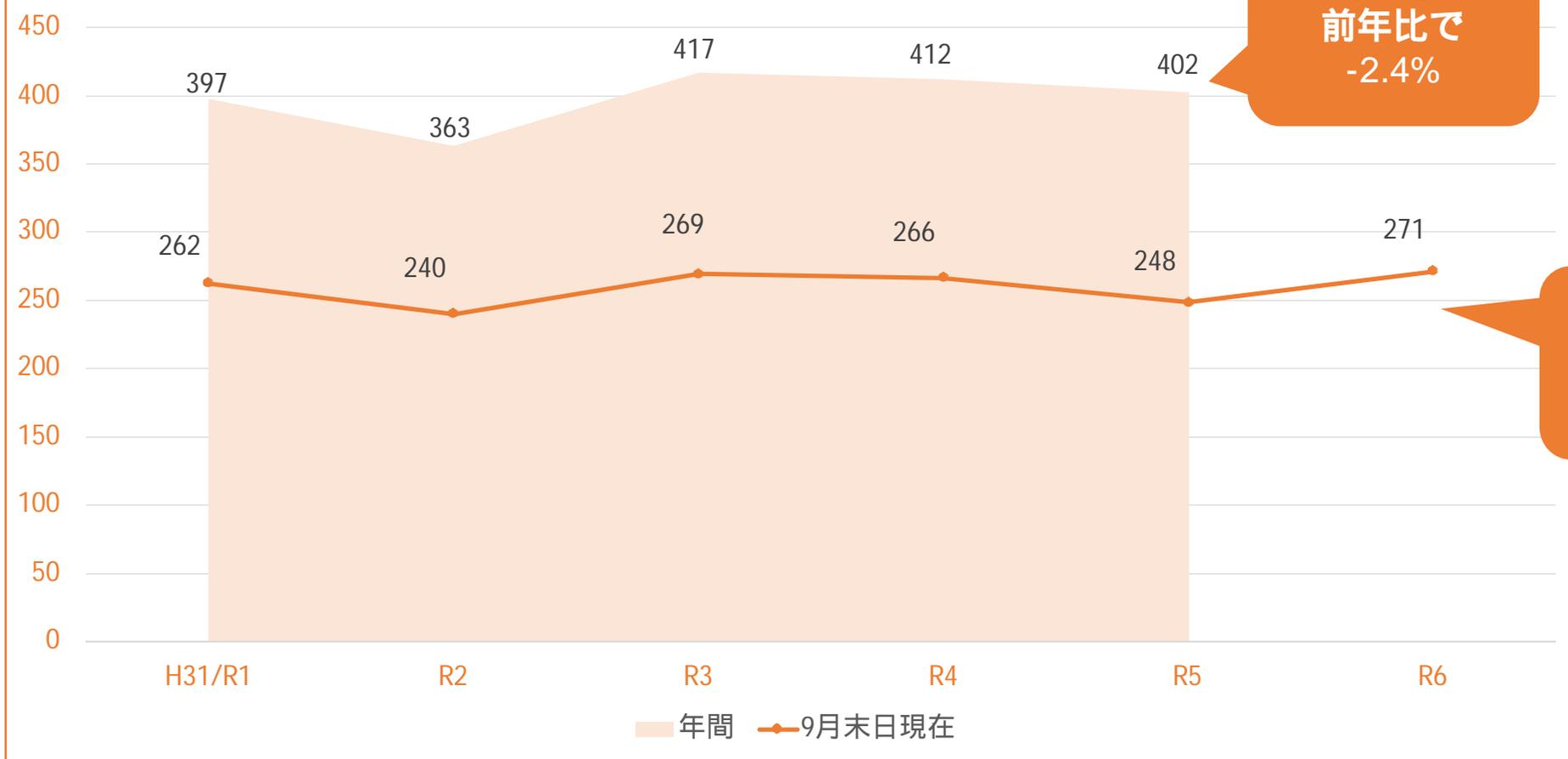
令和5年に比べ、
令和6年は第三次
産業の比率が低下
し、これ以外の業
種の割合が増加し
ている。

滋賀県内の死傷災害件数（年間／9月末現在） 【全業種】



滋賀県内の死傷災害件数（年間 / 9月末現在）

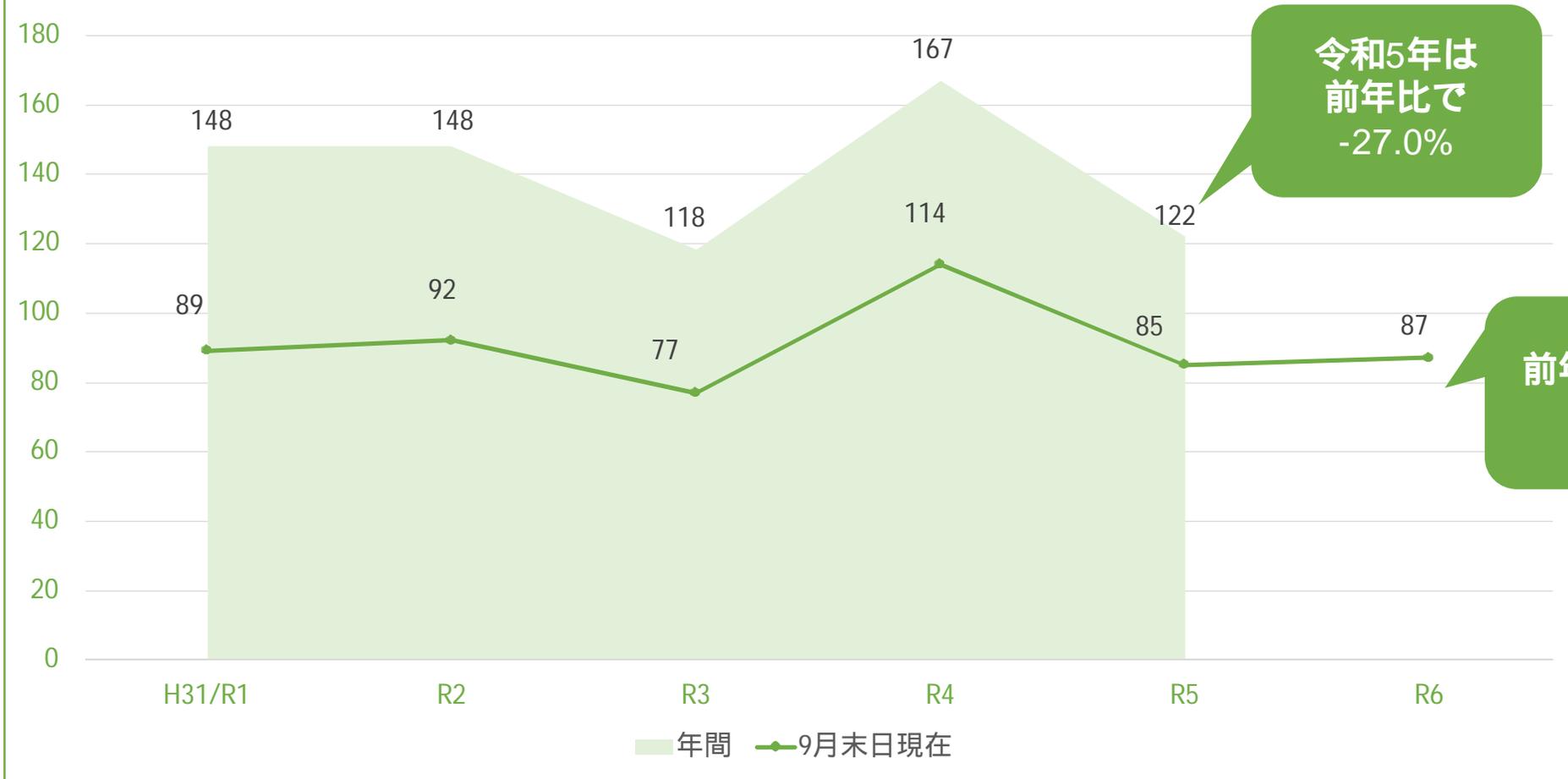
【製造業】



令和5年は
前年比で
-2.4%

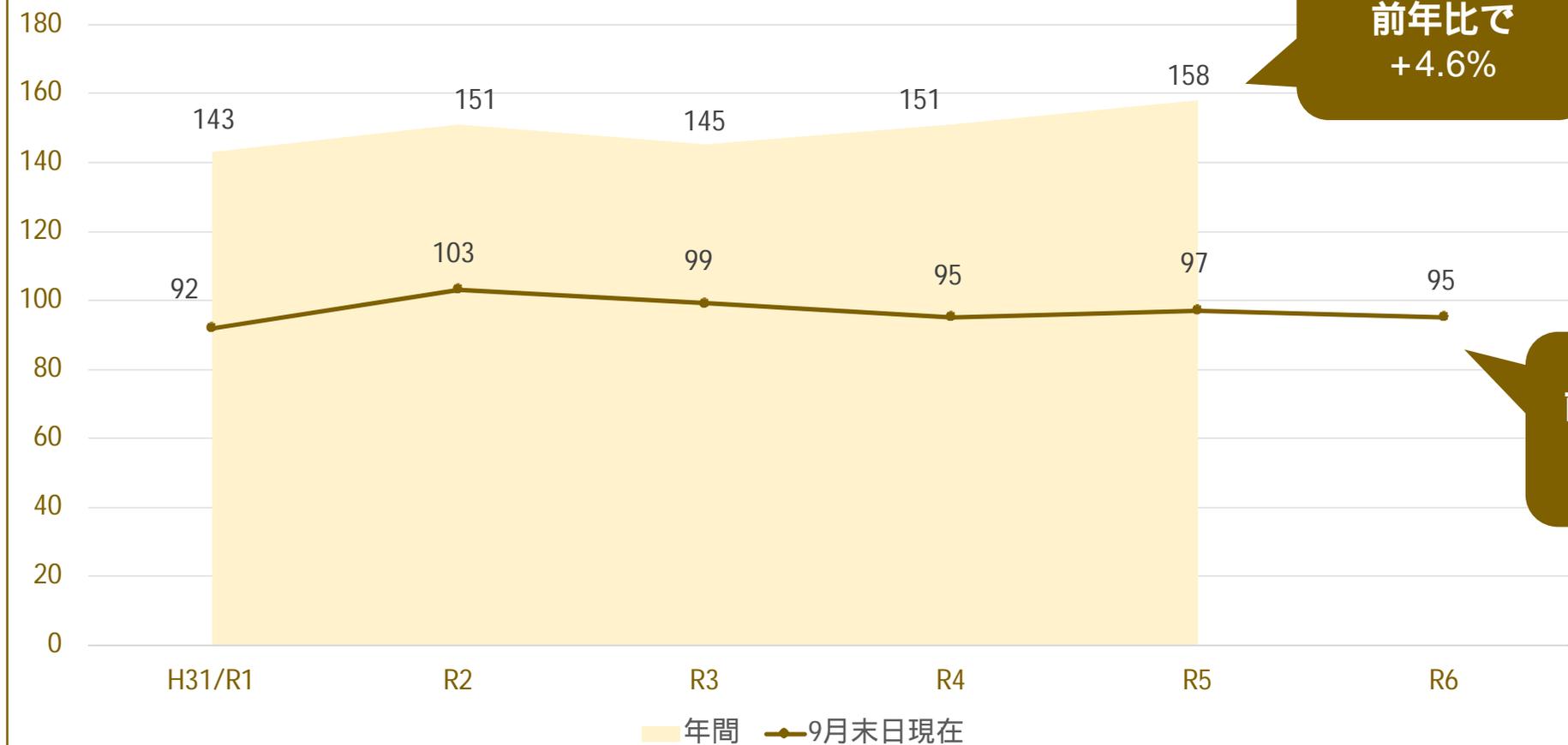
前年同期比で
+9.3%

滋賀県内の死傷災害件数（年間／9月末現在）
【建設業】



滋賀県内の死傷災害件数（年間 / 9月末現在）

【運輸交通業】

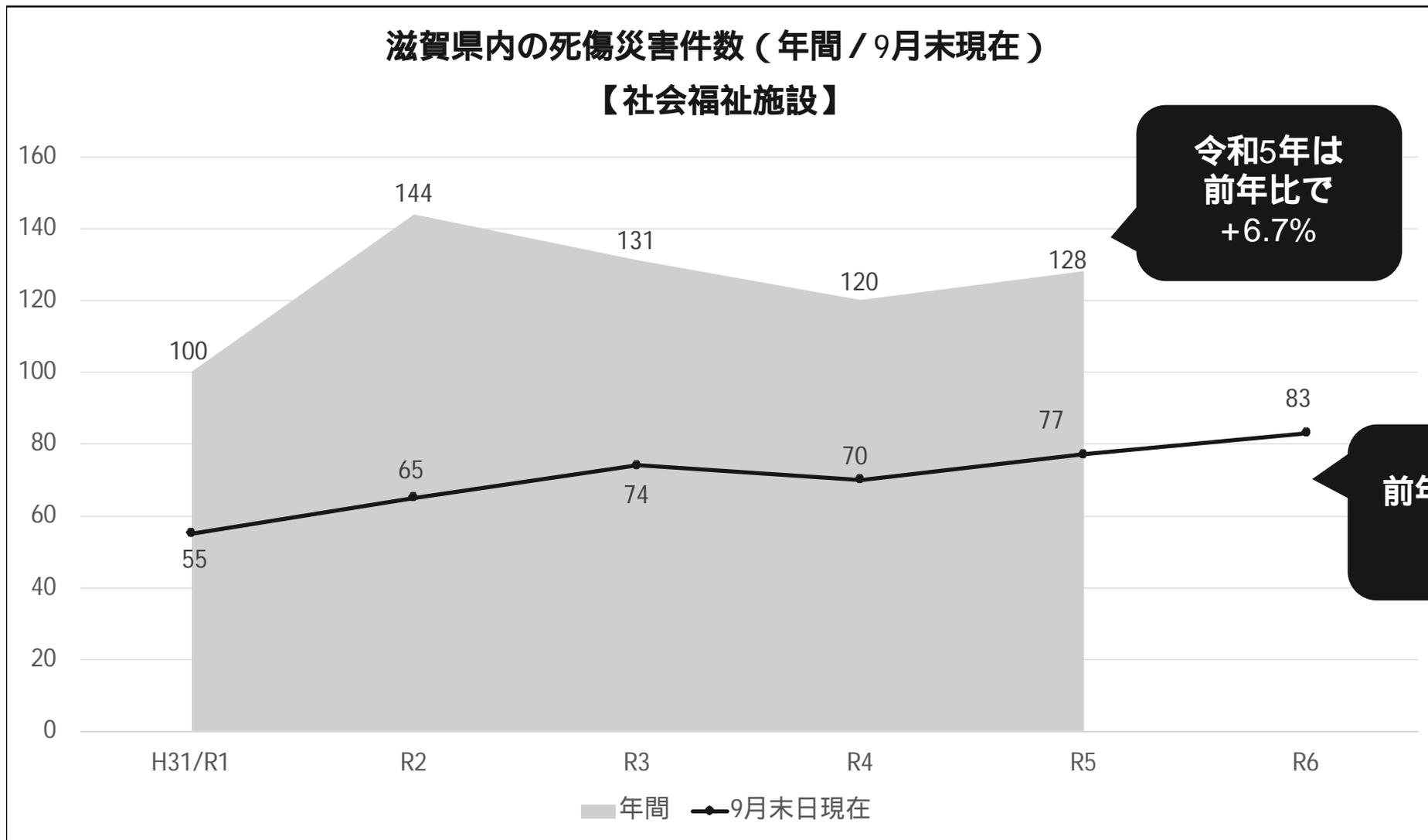


令和5年は
前年比で
+4.6%

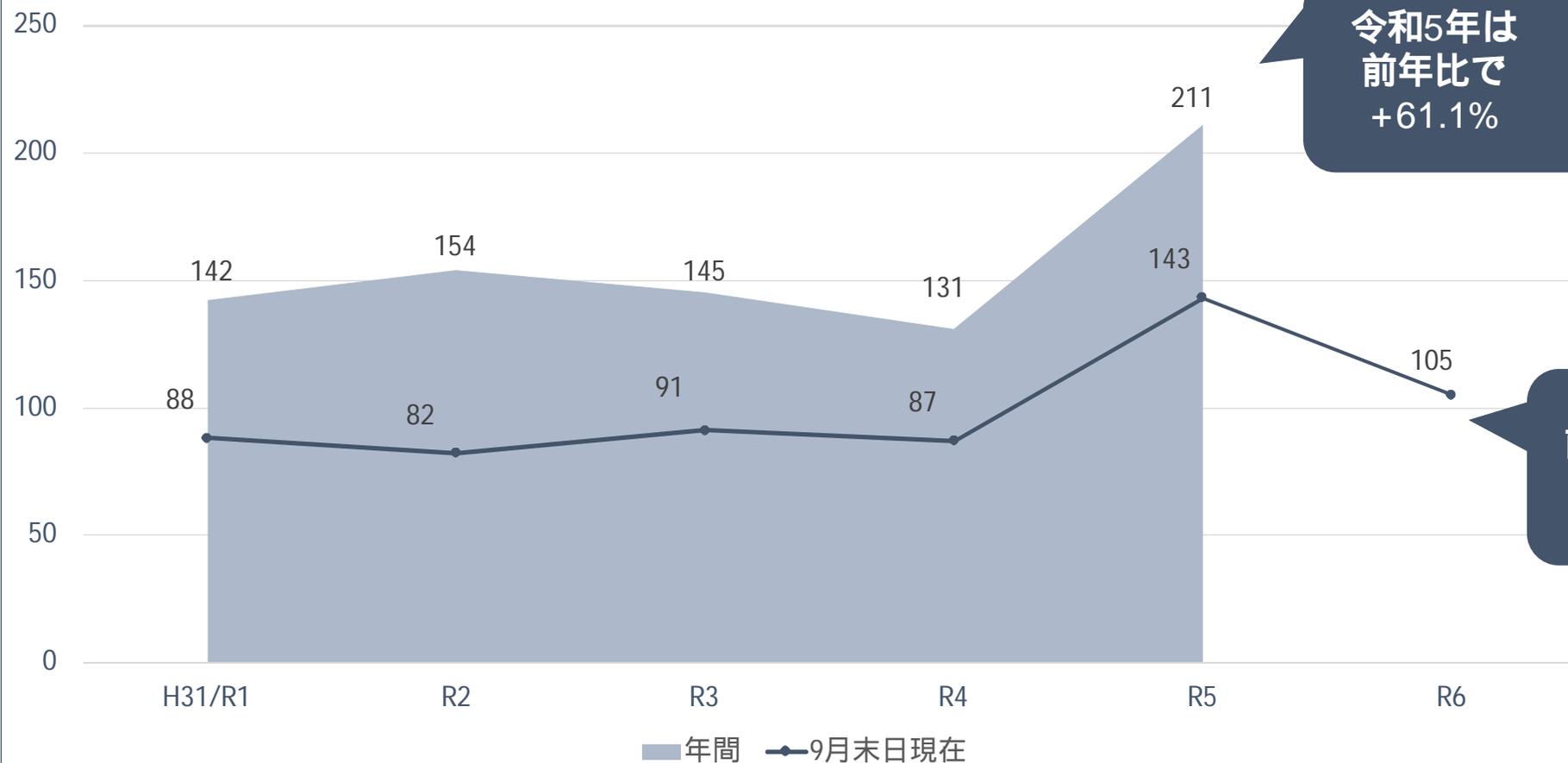
前年同期比で
-2.1%

滋賀県内の死傷災害件数（年間／9月末現在）

【社会福祉施設】



滋賀県内の死傷災害件数（年間／9月末現在） 【小売業】

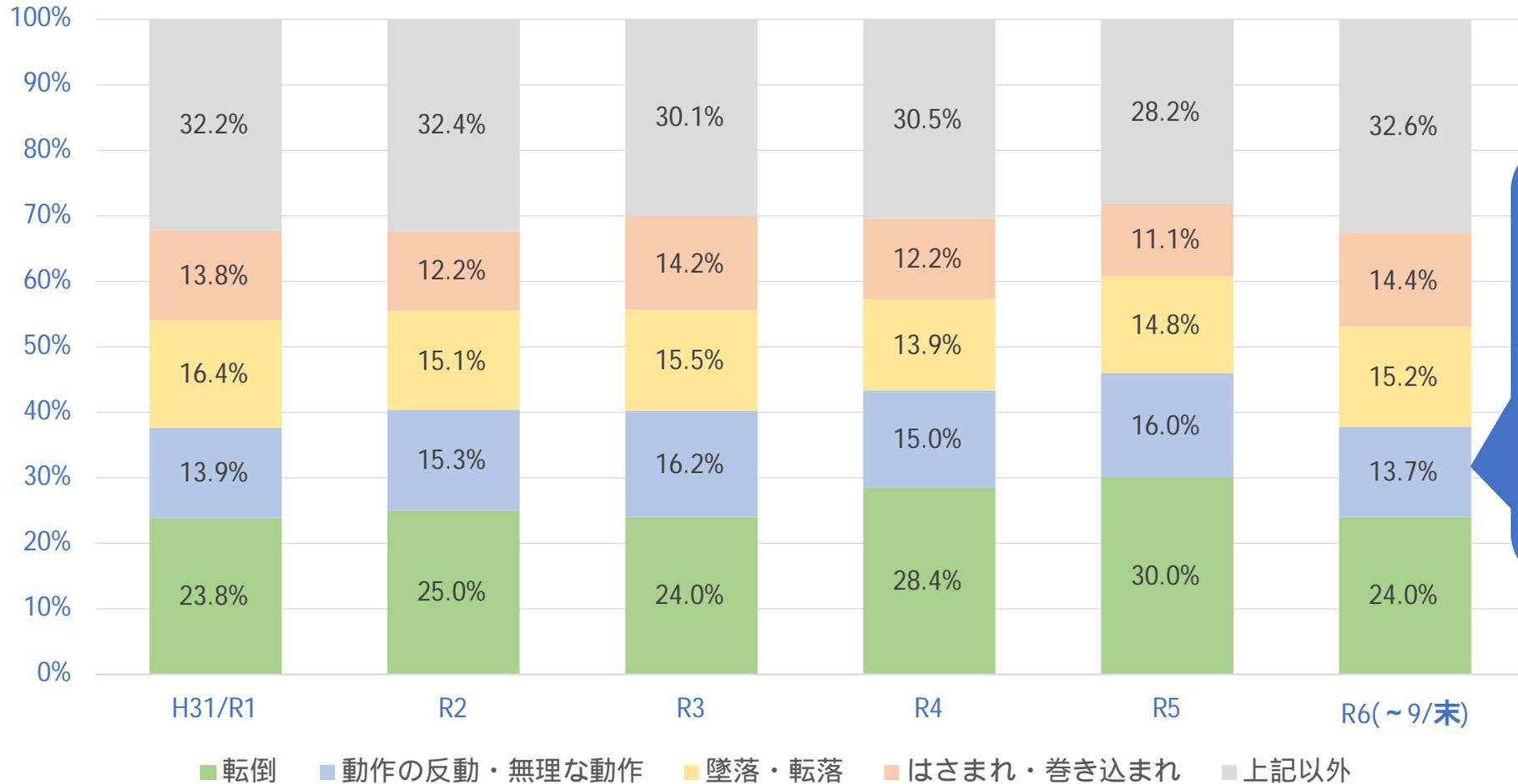


令和5年は
前年比で
+61.1%

前年同期比で
-26.6%

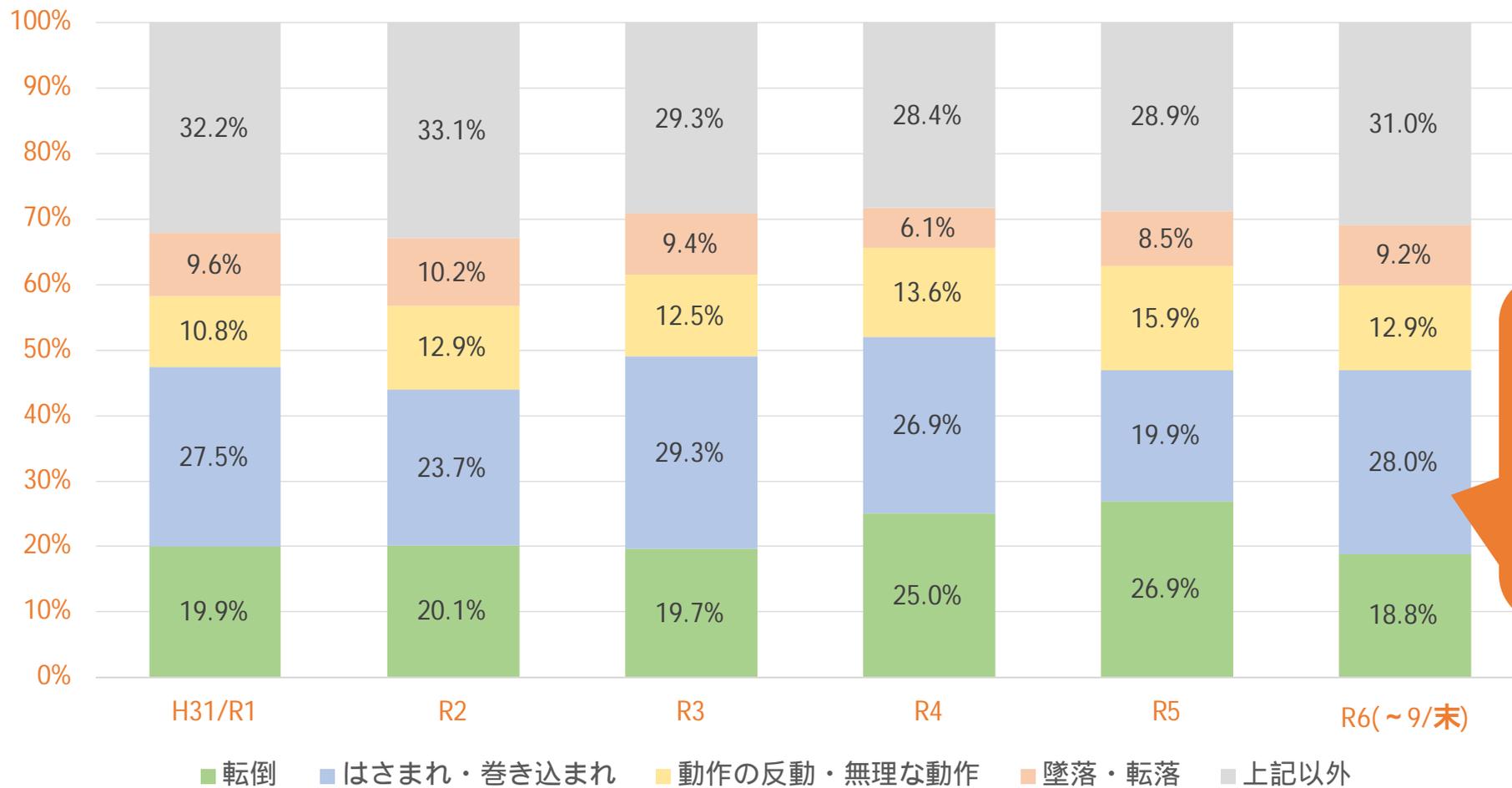
3 事故の型別労働災害発生状況に関する統計

滋賀県内の死傷災害の型別割合【全業種】



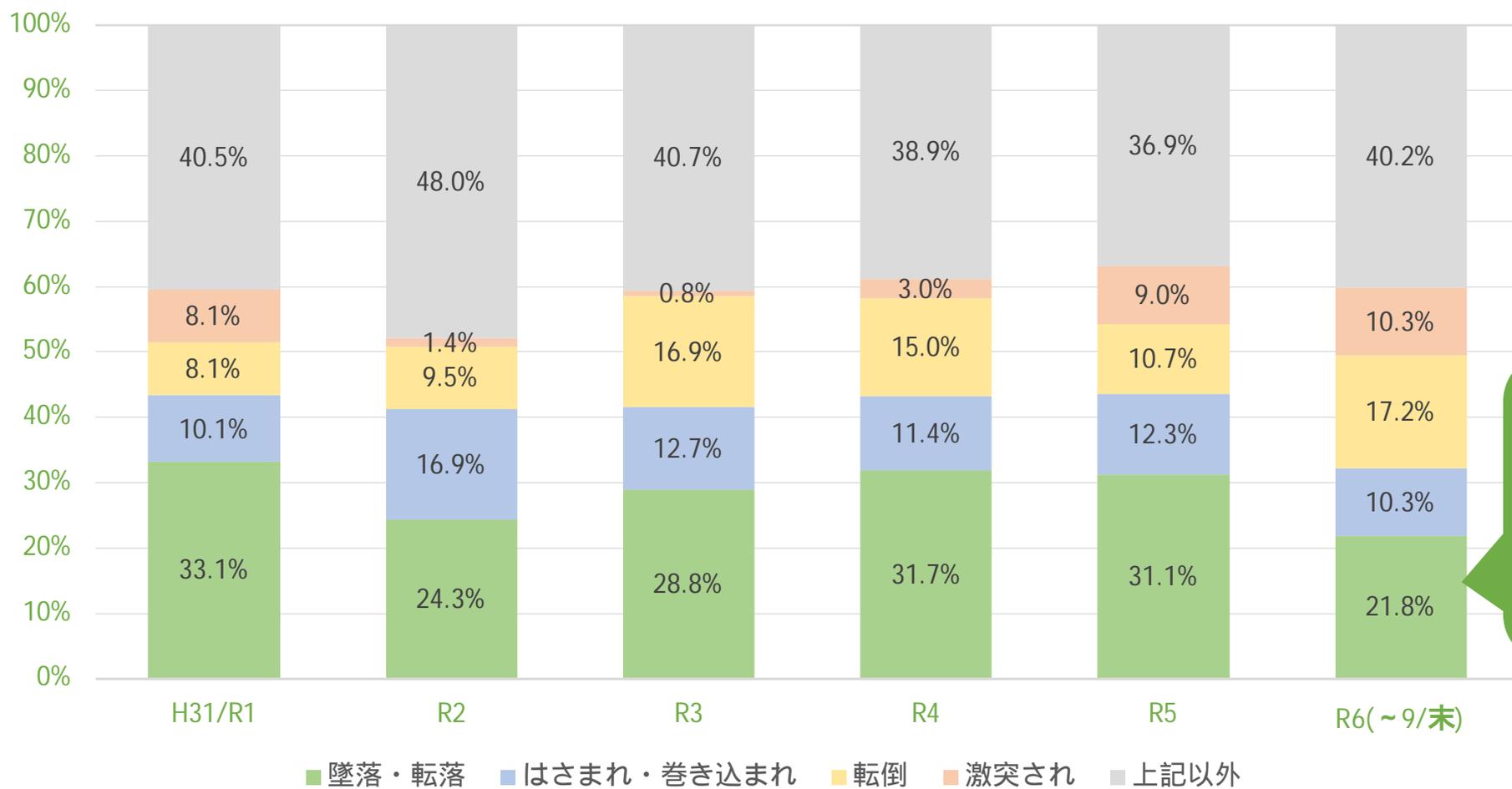
転倒災害が引き続きトップであるが、相対的に低下し、「はさまれ・巻き込まれ」及び「墜落・転落」の割合が増加

滋賀県内の死傷災害の型別割合【製造業】



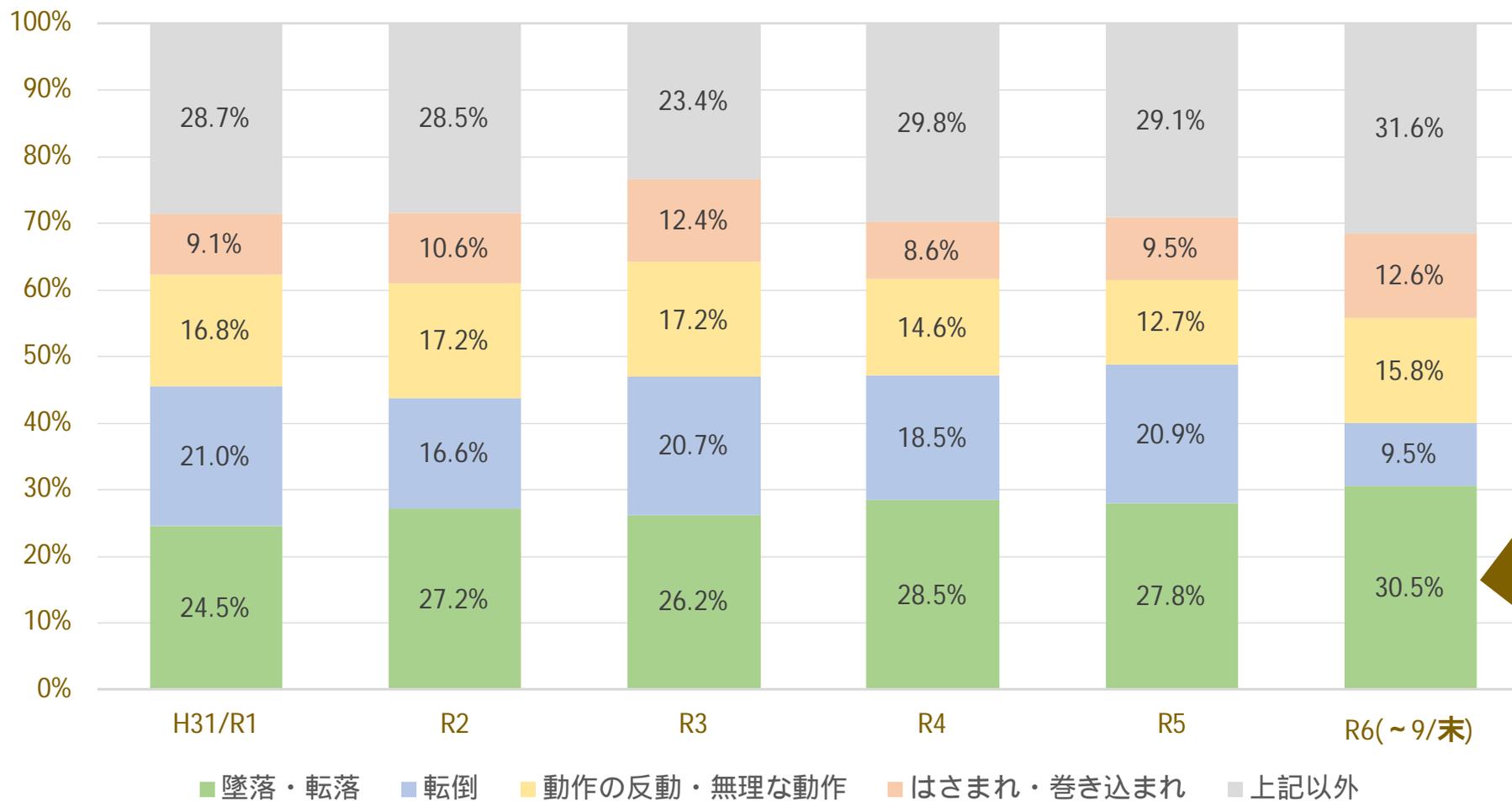
令和5年に「転倒」が最も多くなったが、今年
は再び「はさまれ・巻き込まれ」が最多
となっている。

滋賀県内の死傷災害の型別割合【建設業】



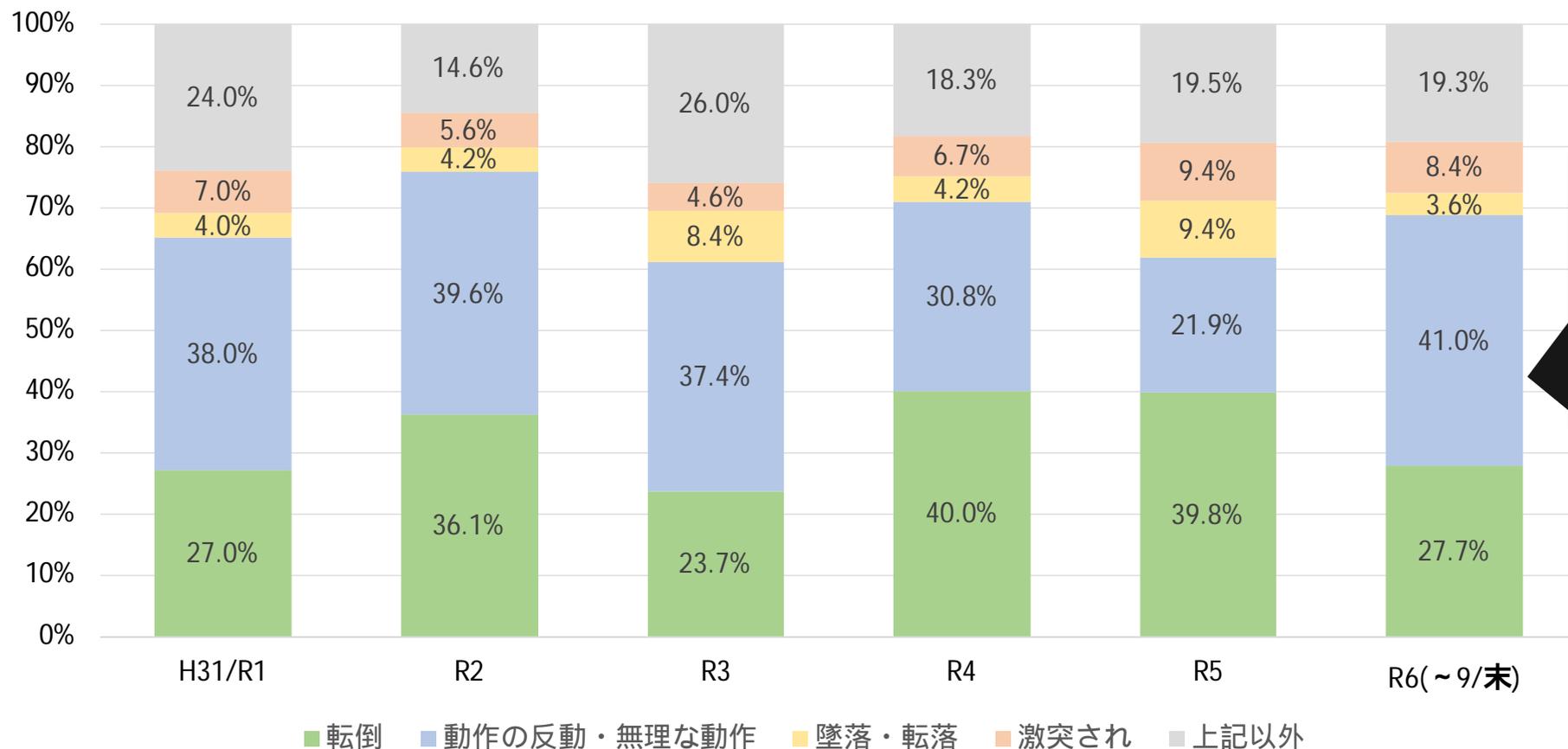
「墜落・転落」が最多の状況続くも、「転倒」が増加傾向。

滋賀県内の死傷災害の型別割合【運輸交通業】



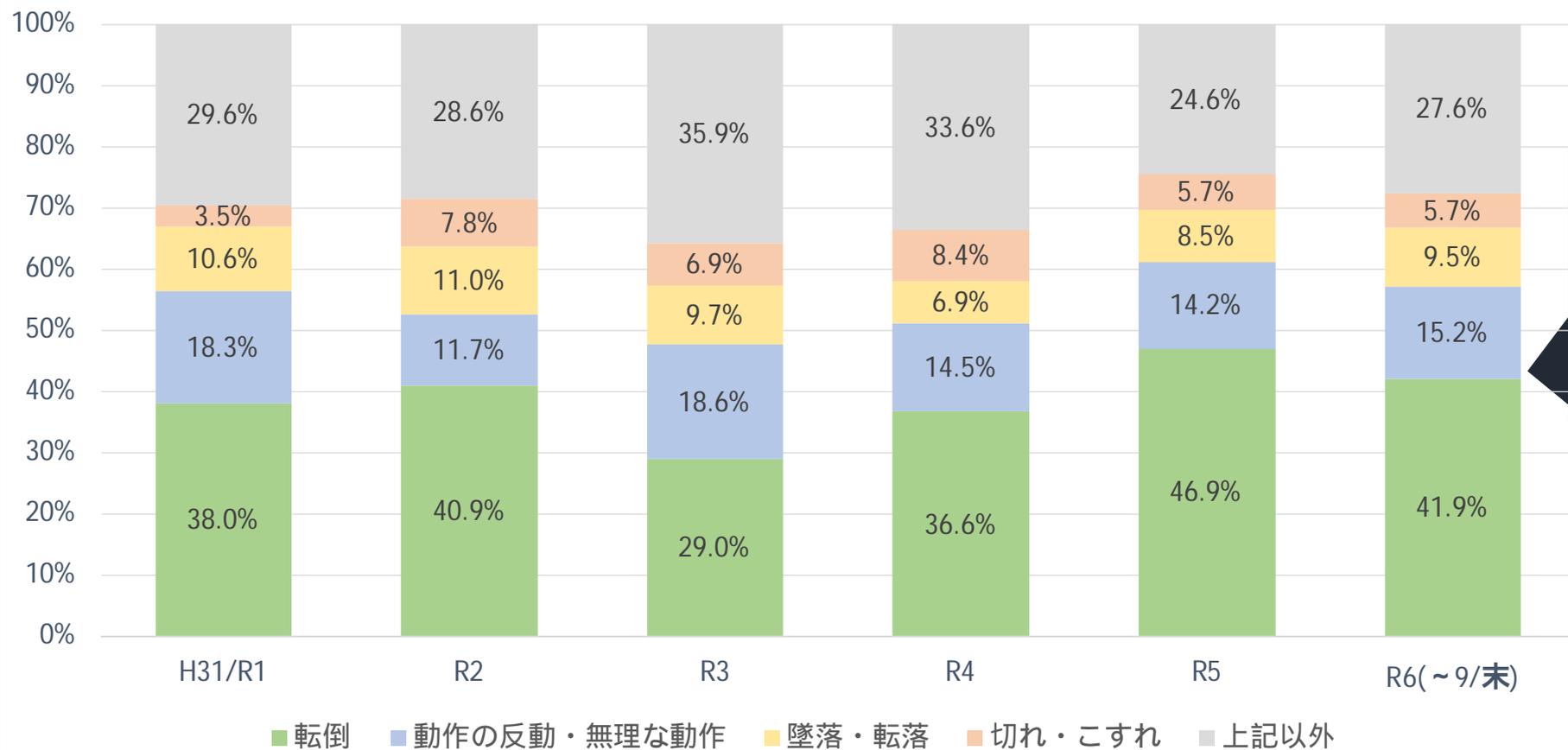
「墜落・転落」
災害がトップ
で、全体の2～3
割強を占める。

滋賀県内の死傷災害の型別割合 【社会福祉施設】



「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」が非常に高い割合を占め、全体の7割近い

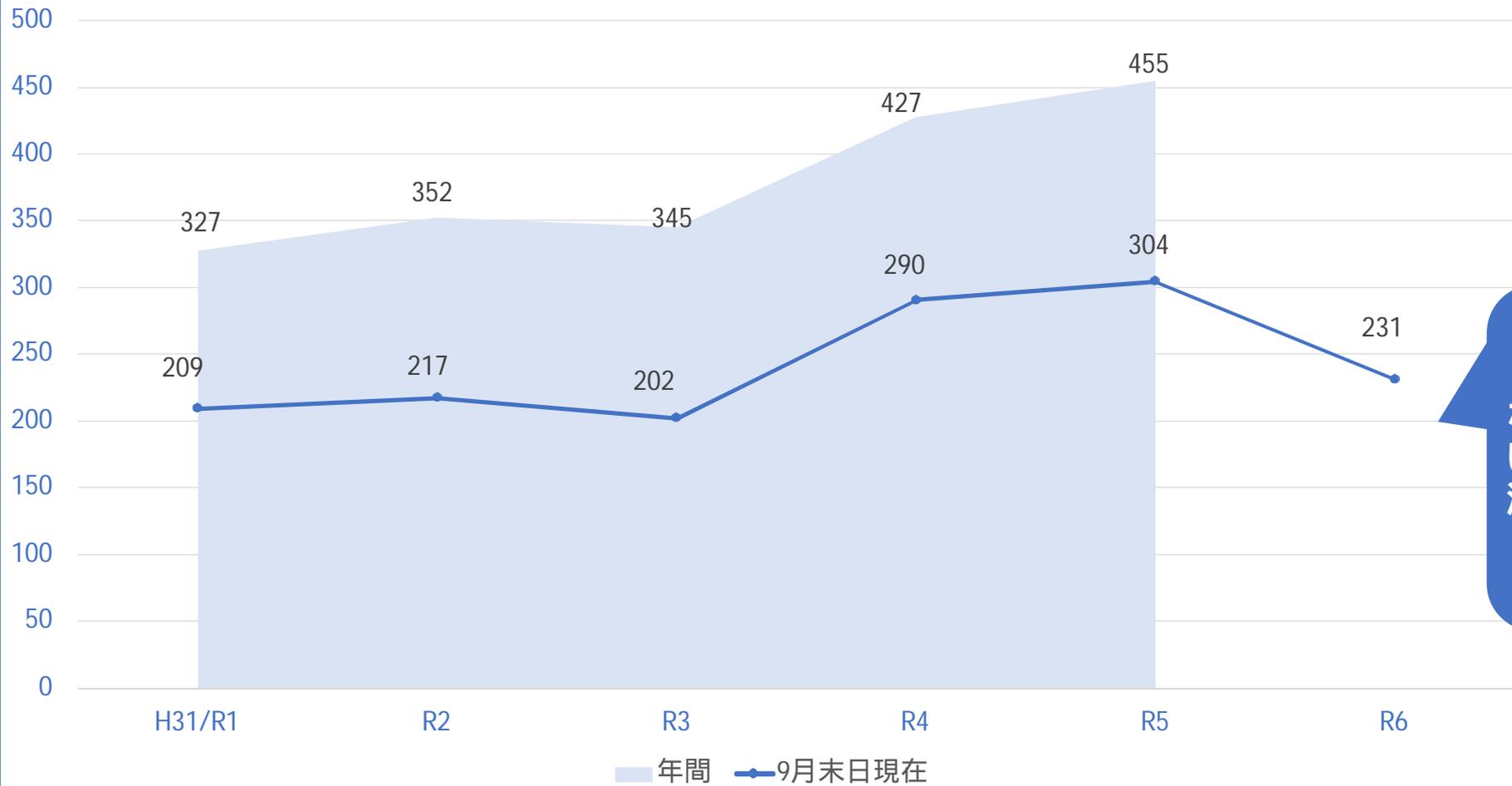
滋賀県内の死傷災害の型別割合 【小売業】



「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」が非常に高い割合だが、より転倒の占める割合が高い

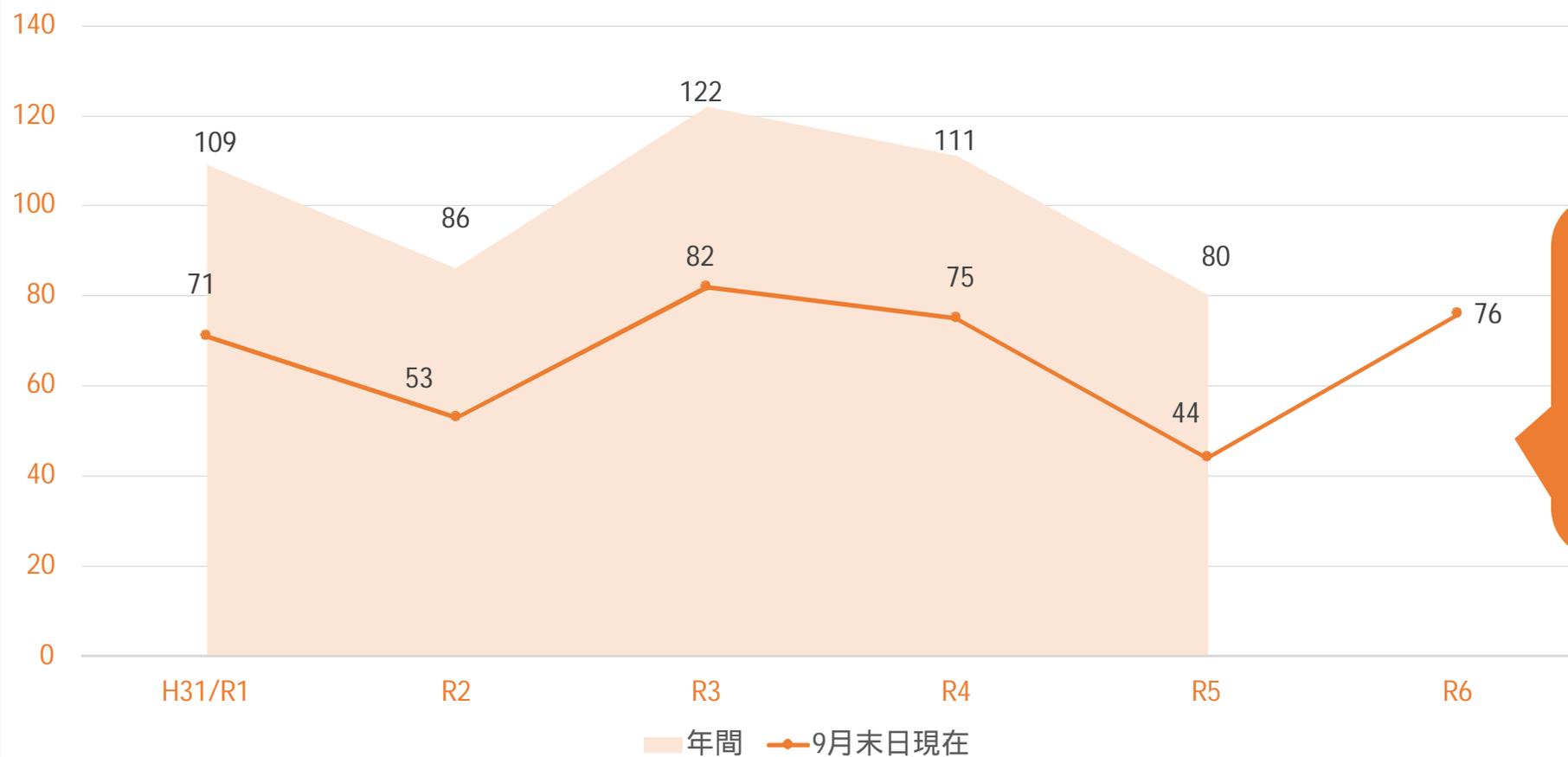
4 その他労働災害発生状況に関する統計

滋賀県内の「転倒」災害の件数



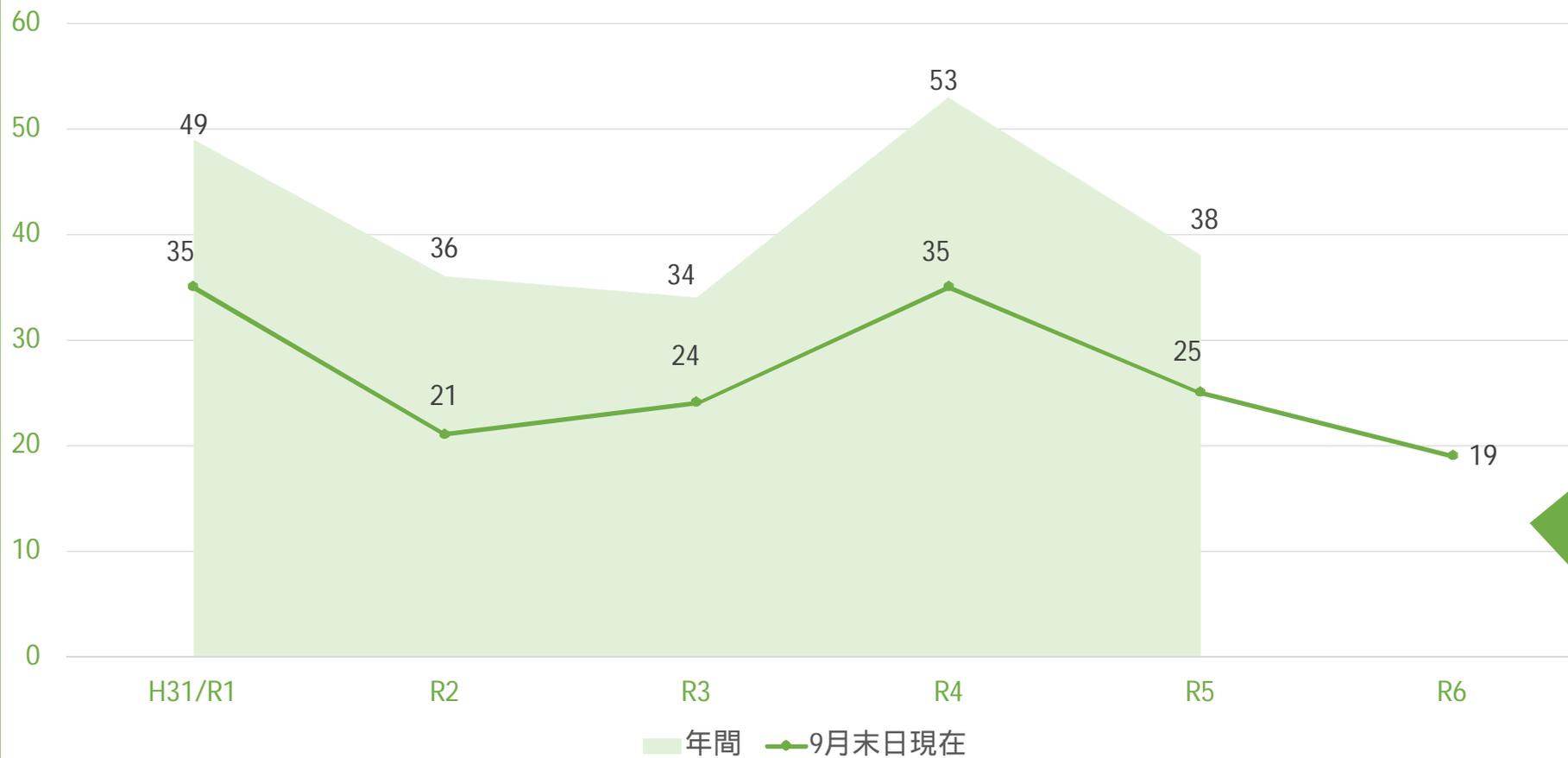
ここ2年間大幅な増加傾向が続いたが、今年は減少傾向に転じている。

滋賀県内の製造業における 「はさまれ・巻き込まれ災害」の件数



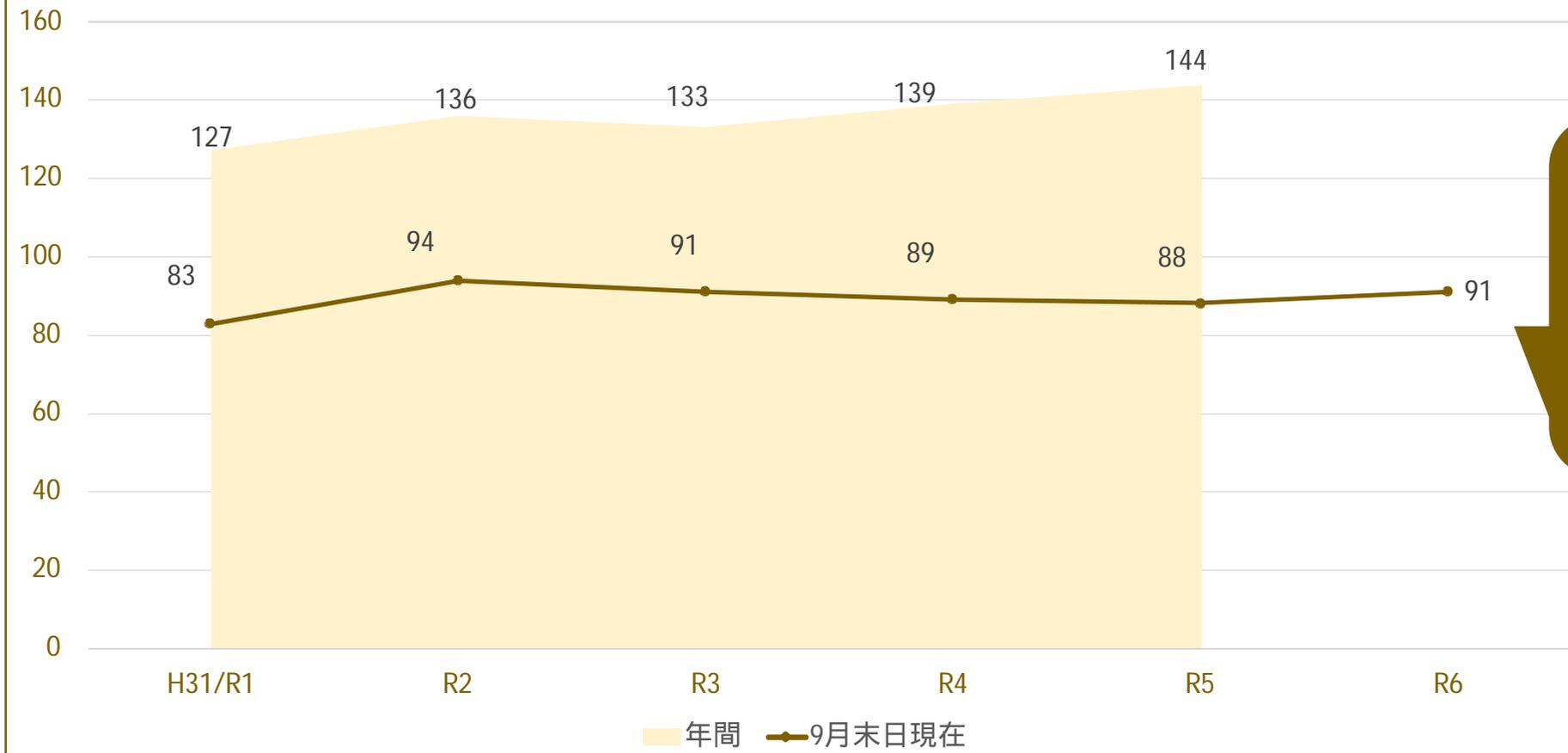
昨年の減少傾向
に歯止めがかかり、
大幅な増加
傾向にある。

滋賀県内の建設業における 「墜落・転落災害」の件数



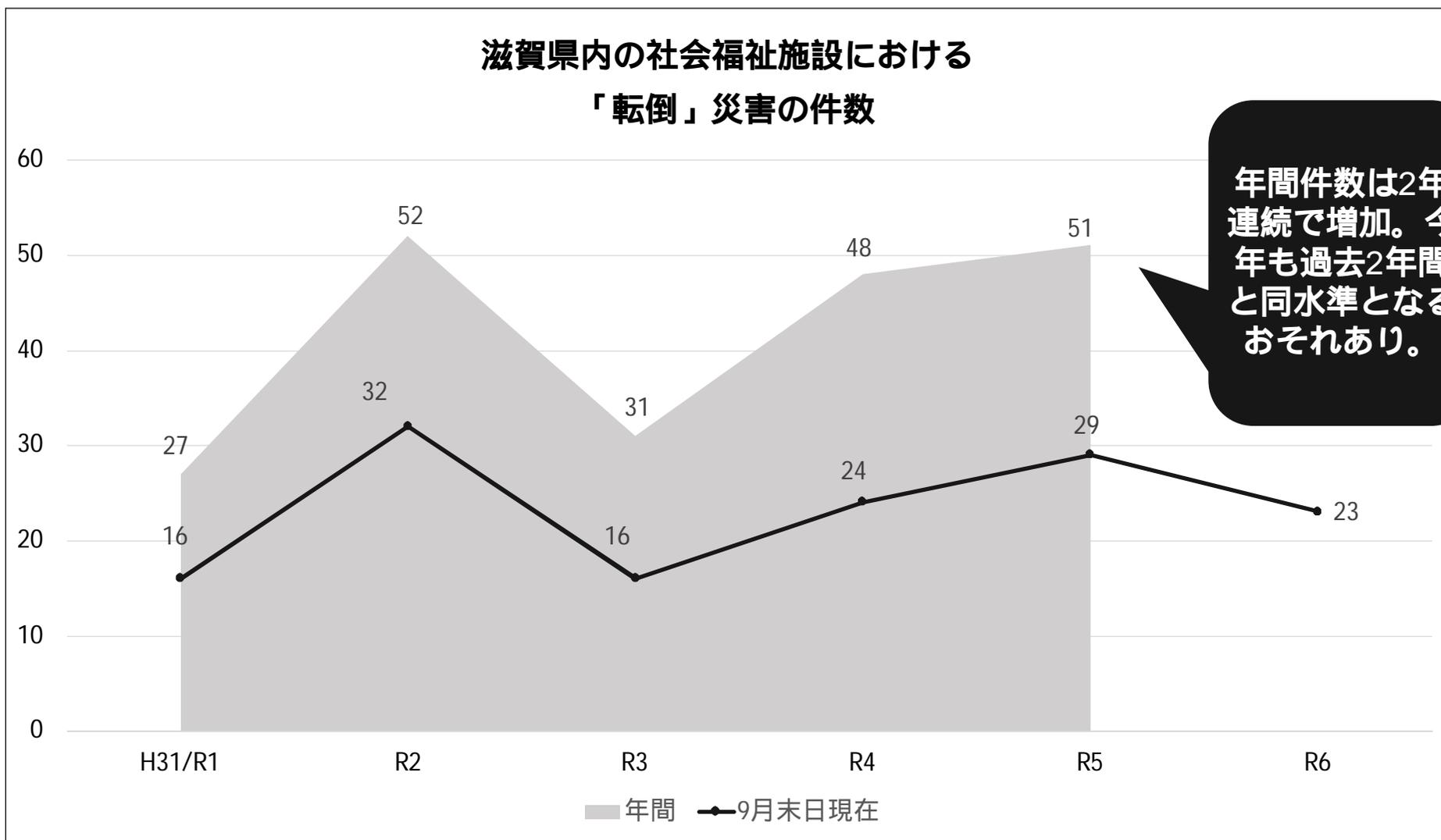
「墜落・転落」
災害の件数は昨
年減少、今年は
ほぼ横ばい。

滋賀県内の道路貨物運送業における 死傷災害の件数

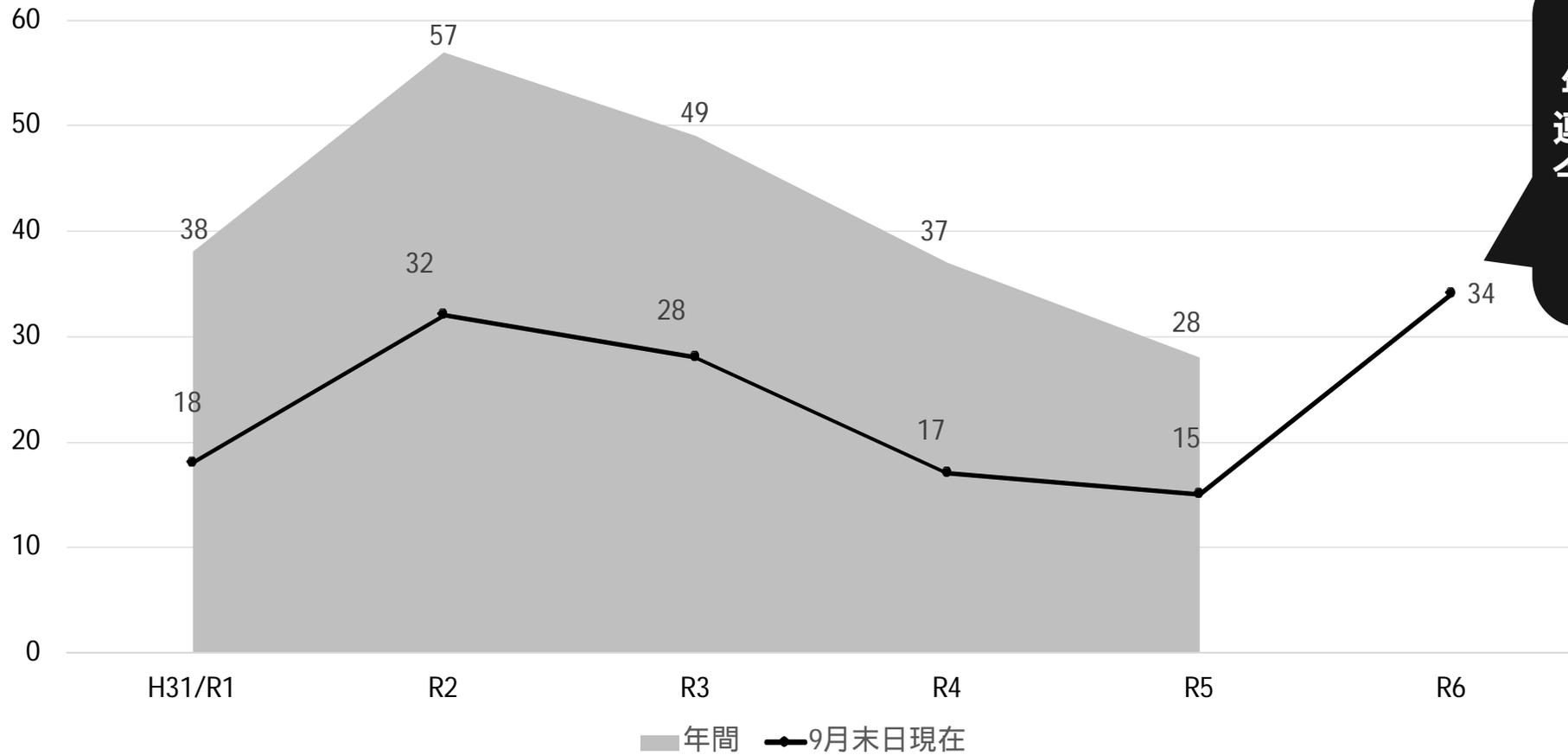


中期的な観点では増加傾向となっている。

滋賀県内の社会福祉施設における 「転倒」災害の件数

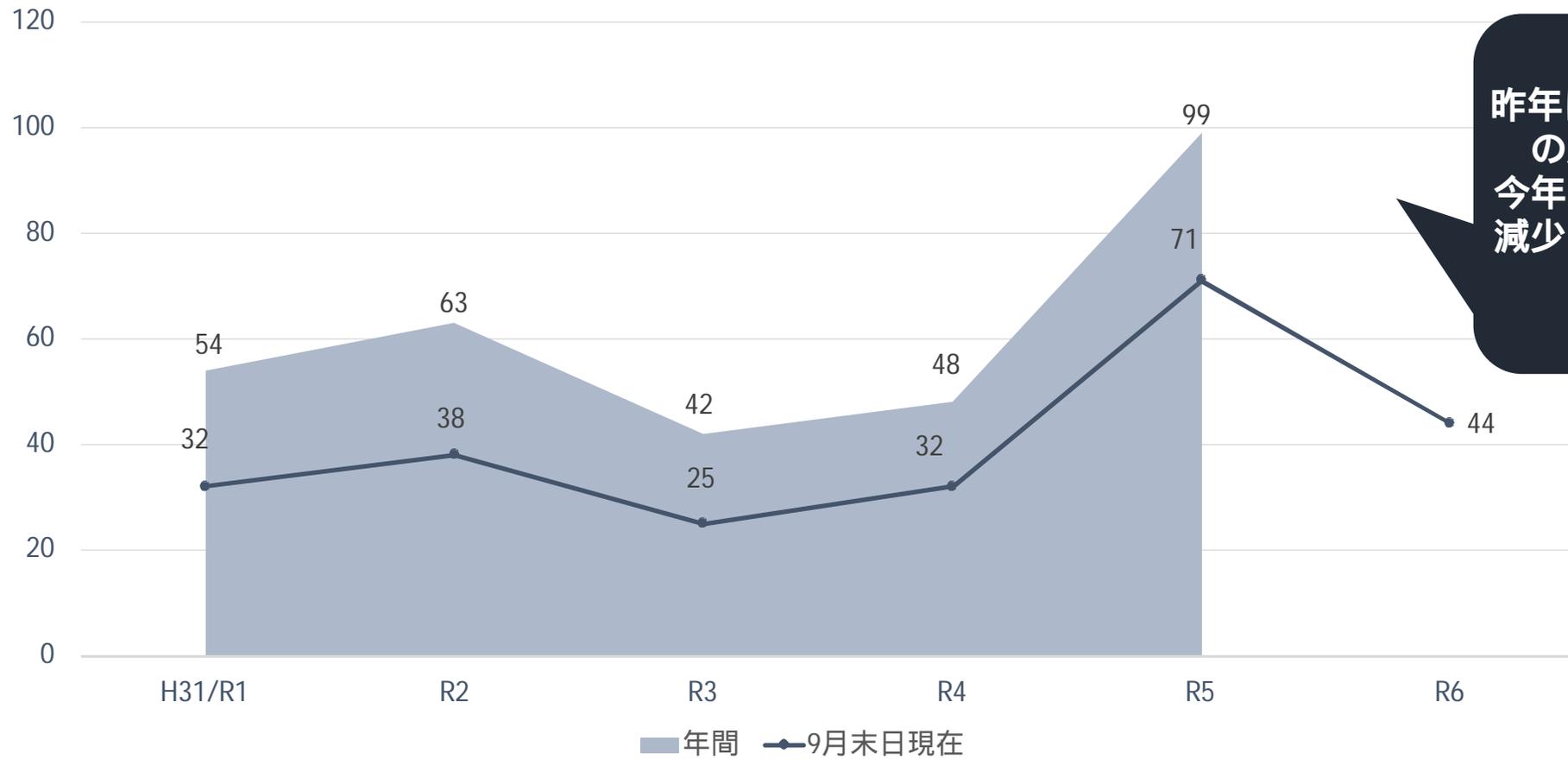


滋賀県内の社会福祉施設における 「動作の反動・無理な動作」災害の件数



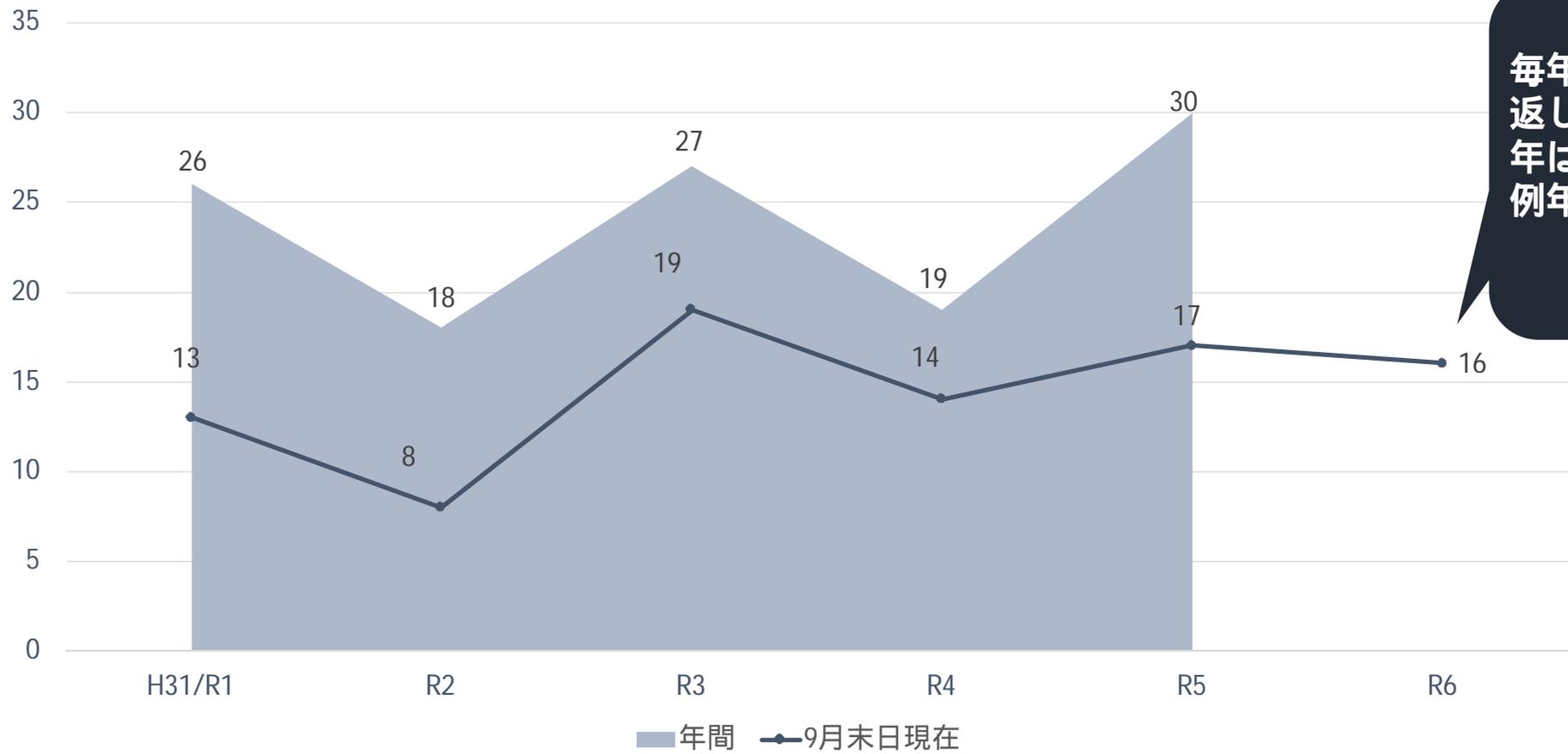
年間件数は3年連続で減少も、今年は大幅に増加。

滋賀県内の小売業における 「転倒」災害の件数



昨年は+106.3%
の大幅増。
今年は逆に大幅
減少している。

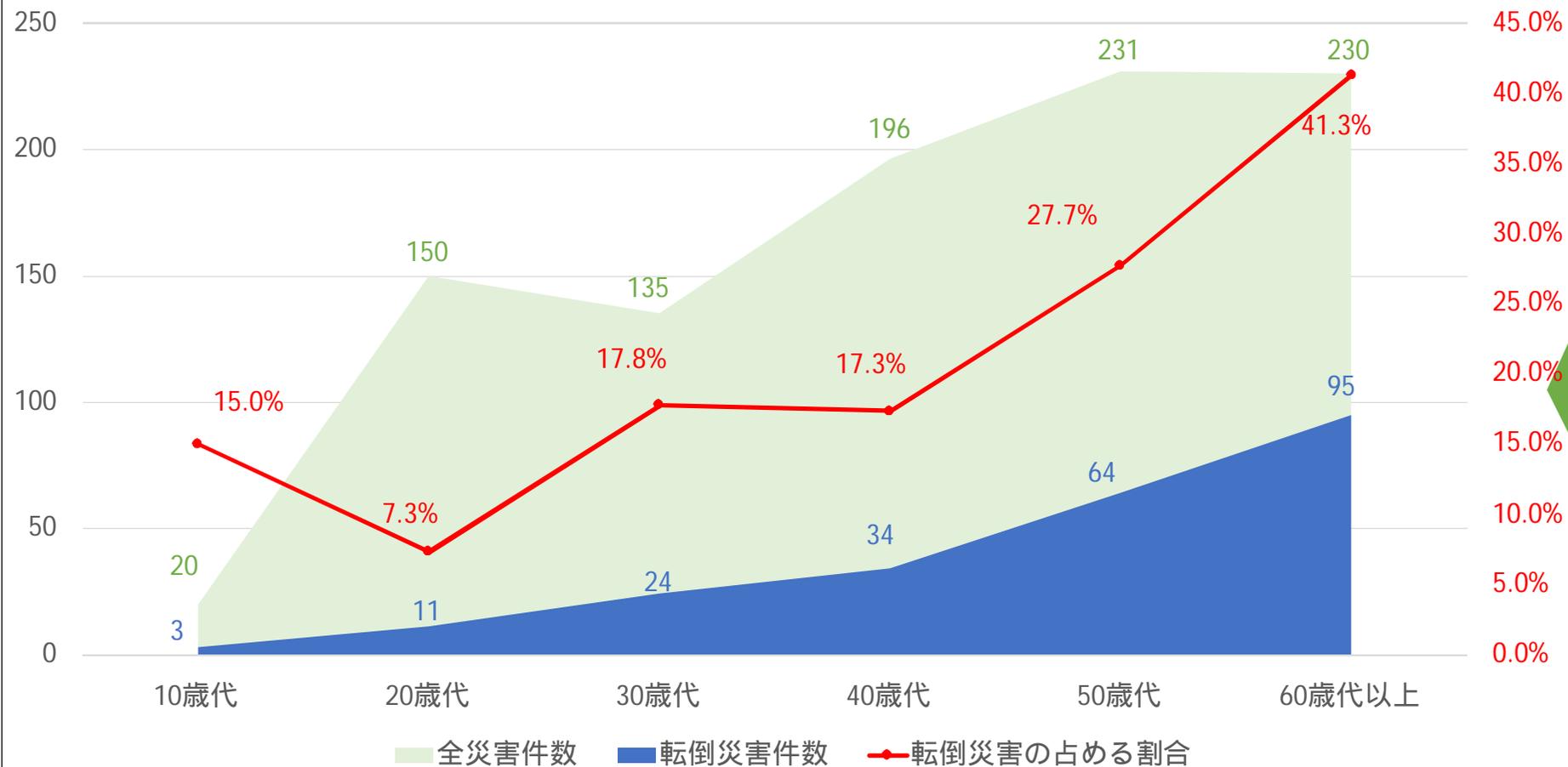
滋賀県内の小売業における 「動作の反動・無理な動作」災害の件数



毎年増減を繰り返している、今年は今時点では例年とほぼ横ばい。

年代別災害件数と転倒災害の割合

令和6年（～9/末）



一部の例外を除いて、高年齢になる程転倒災害の割合が高くなる傾向が顕著であり、60歳代以上は約4割を占める

令和 6 年度「滋賀県産業安全の日」滋賀労働局長安全パトロール実施要領

- 1 実施日 令和 6 年 11 月 13 日(水) 10:00～12:00

- 2 事業場 事業場名：株式会社テクノスマート 滋賀事業所
所在地：滋賀県野洲市大篠原 3200
事業内容：機械器具製造業（塗工乾燥装置）
労働者数：約 200 人

- 3 出席者 滋賀労働局 局長 他 計 5 名
(予定) 大津労働基準監督署 署長 計 1 名
株式会社テクノスマート 滋賀事業所 計 4 名

- 4 当日のスケジュール(予定)

10:00	事業場に到着、会議室へ移動
10:00～10:30	滋賀労働局長から「挨拶」 健康安全課長から「パトロール趣旨説明」 参加者紹介 事業場代表者から「挨拶」 工場概要及び安全衛生活動等の説明
10:30～10:35	工場へ移動
10:35～11:25	安全パトロール実施
11:25～11:30	会議室へ移動
11:30～11:45	質疑応答等
11:45～11:50	健康安全課長から「個別講評」
11:50～11:55	大津労働基準監督署長から「総括講評」
11:55～12:00	労働基準部長から「閉会の辞」
12:00	散会

5 当日の取材について

パトロールは取材可能ですので、取材いただける場合は、11月12日(火)午後4時まで
に、滋賀労働局 労働基準部 健康安全課の担当者あてご連絡いただきますよう、お願いいた
します。

また、当日は開始 10 分前には事業場に入場していただきますようお願いいたします。